

裏面白紙

政令第

中央連絡協議会令

第二項の規定に基き、この政令を制定する。昭和二十四年法律第 号（第十四條）

第一條（所掌事務）中央連絡協議会（以下「協議会」といふ。）は、連合國  
自憲との連絡に關連する各行政機關の事務の緊密な連絡を爲る  
ために必要な事項を協議する。

第二條（組織）協議会は、外務次官、外務省連絡局長及び委員三十人以  
内組織する。

第三條 委員は、關係行政機關の職員のうちから外務大臣が任命す  
る。

第四條 委員長及び副委員長は、外務省連絡局長、副会長として会務を総理する。  
外務省連絡局長は、会長として会務を補佐し、会長に事故  
があるときは、その職務を代理する。会長を補佐し、会長に事故  
があるときは、副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名  
する委員がその職務を代理する。

第五條 協議会の庶務は、外務省連絡局において処理する。

第六(雑則)  
第六條前各條に定めるものを除く外、  
に關し必要事項は、会長が定める。議事の手続その他協議會  
の附則は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理  
由

外務省設置法第十四條第二項の規定に基き、中央連絡協議会の  
所掌事務、組織及び運営の方法を定める必要があるからである。

裏  
面  
白  
紙